

[○委員長（山崎力君）](#) 関連質疑を許します。松沢成文君。

[○松沢成文君](#) 関連質疑を行います、みんなの党の松沢成文です。

総理、連日大変御苦労さまでございます。

私は、今日もあえて、遅々として進まない日本のたばこ規制についてしっかりと伺っていきたいと思います。

昨年この臨時国会の予算委員会で、私は、WHOの条約に日本は入っている、しっかりと受動喫煙防止法を作っていくべきだ、そして、東京オリンピックの招致も決まった、IOCはスモークフリーオリンピックを目指している、これは日本としても逃げられない、しっかりと受動喫煙防止法を作っていくべきだと安倍総理にただしました。安倍総理の答弁は、これは東京で条例を作って対応していくのか、あるいは国として法律を作っていくのか、あるいは今進めている様々な政策を進め、成果を上げていくのかということも含めて検討していきたいと答弁をなさいました。

あれからもう四か月近くたちますけれども、安倍総理、検討の状況はどうなんでしょうか。結果は出たんでしょうか。

[○内閣総理大臣（安倍晋三君）](#) 今、松沢委員が述べていただいたように、東京都の条例で対応していくのか、あるいはまた国として法律を制定するのか、現在進めている様々な政策を、施策を進めていくことによって成果を上げていくのかということについて研究していこうということをお願いしたわけございまして、現在、関係府省において海外事例の研究等をまさにやっているところでございます。

[○松沢成文君](#) そこで、もう一度、海外の事例とありましたので、世界のたばこ対策の状況について確認したいと思います。（資料提示）

このフリップ、見ていただきたいと思うんですが、これは、FCTC、たばこ規制枠組条約の条文とガイドラインなんですね。八条では、受動喫煙を防止するために効果的な立法上、執行上、そして行政上又は他の措置を採択し、それを実施すると書いてあります。そして、どういう形で進めていったらいいのかというガイドラインですが、ここには、受動喫煙は立法措置が必要である、法律は単純明快で強制力を持たなければならない、そしてこの法律には罰則を設けるべきである、もう極めて明快にガイドラインでもその方針を示されているわけなんです。

そして、二枚目のフリップを見ていただきたいと思うんですが、これは実は新しいニュースであります。

IOC、国際オリンピック委員会のジルベール・フェリ五輪統括部

長ですね。これ、統括部長といいますけど、何人か部長がいる一人じゃなくて、理事会の下にある事務方のトップなんです。エグゼクティブディレクターですから、事務方のトップ、日本でいうと事務総長のような方なんです。もう五輪担当大臣の下村大臣は何度かお会いされて、日本の方の事務方のトップは大臣ですから、カウンターパート、あるいはパートナーということになります。

このフェリ部長の見解というのが手に入りました。読みますね。国際オリンピック委員会は、二〇二〇年の東京オリンピックがスモークフリーでなければならないと考えています。オリンピック運動に参加する全ての人々の健康保持増進と受動喫煙被害防止のために、開催都市と各国の政府が全てのパブリックな施設と区域における喫煙を禁止する法令を制定し実施する促進剤としてオリンピックが機能することを望んでいます。これももう極めて明快であります。

それから、WHOとIOCは健康的なライフスタイルに関する協定というのを結んでいまして、もうオリンピックはスモークフリーでいこう、オリンピックをやる都市は健康的な都市じゃなきゃ困るから、しっかりとたばこ対策やっておいてくださいね、こうやって要求しているんですね。

さあ、そこで、見てください、三番目を。

これも前回提示しましたが、これまでオリンピックをやってきた都市あるいはこれからやろうとする都市、全て受動喫煙防止の強制措置を含んだ法律ができています。というのは、オリンピックをやるのでしっかりとその方針でいこうということで、様々な国内に反対勢力がある、たばこというのは抵抗勢力すごく多いですからね、日本と同じです。それなのに、やはり政府としてオリンピックを成功させるために、国民の健康を守るために、受動喫煙防止法、たばこ規制法を作っているんですね。実は中国も、中国というのは世界一のたばこ大国ですよ。喫煙率四〇%ぐらいある。あの中国でさえ、北京五輪を成功させるために受動喫煙の防止条例、都市でやりましたけれども、作ったんですね。

さあ、それから、ソチ。総理、あしたからソチへ行かれますよね。このソチはすごいんです。スモークフリーシティーというふうに宣言して、徹底して受動喫煙防止対策をやって、ロシアでも最も先進的なんです。そして、プーチン大統領は柔道の選手です。自分もアスリートだということで、オリンピックがあるならロシア全体で包括的禁煙法というのを作ろうということで、昨年作ったんですよ。見事なリー

ダーシップです。

さあ、そこで、総理に提案があるんですが、総理は首脳会談やられますね、プーチン大統領と。その中でとは言いませんが、前後の懇談でプーチン大統領に、どうやってこのたばこ規制法を作ったんだと、日本は利害対立があってもなかなか進まない、やり方を教えてくれと、是非とも御教示を願って、そのリーダーシップを学んできていただきたいというふうにお願いをいたします。

さて、ここから関係の各大臣にお聞きをいたします。

下村大臣、大臣は文科大臣になりますが、オリンピック担当大臣ですね。各省庁にまたがるオリンピックの準備を統括して、I O C等とも交渉しながらオリンピックの準備を進め、成功に導く、これが大臣の役割だと思いますが、国際条約があっても、受動喫煙防止、たばこ対策しっかりやりなさいとなっている。日本はできていない。そして、オリンピック招致決まって、そして、オリンピックのフェリ統括部長までが、きちっとやらなきゃ駄目なんだと、オリンピックを契機に今までやっていない都市もやりなさい、ここまで言っているんですね。

さあ、大臣、どうしましょう。もう逃げられないですよ。逃げられない。オリンピック担当大臣だったら、オリンピックの準備を万端に期すと言っているんだから、これソフトの対策も必要なんですよ。受動喫煙防止法、しっかりとオリンピック前に整備する。まさかこれに反対はしないですよ。私は賛成だと思いますが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣（下村博文君） これは、松沢委員が参議院の文教科学委員会でもこのことについて質問をさせていただいております。

今御指摘ありましたが、この二〇一〇年、I O CとWHOの間で取り交わされた覚書が目指している健康的なライフスタイルと草の根のスポーツ活動を広げていくこと、これは大変有意義なことであるというふうに思っています。その中で、御指摘のあったことも含めまして、私としても、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣として、昨年の十月から内閣府にオリパラ室が設置されましたが、ここで二〇二〇年の東京大会における受動喫煙防止対策の在り方について、海外事例の調査も含め、既に検討を行うようにしております。

東京大会の成功に向けては、海外からも多数来られる方々をいかにおもてなししていくかということも考えながら、私自身はたばこは吸っておりませんので提案については全く抵抗感ないんですが、これから、大会の組織委員会、それから東京都、またI O Cその他の関係団

体、また関係省庁とも連携協力する必要があると思います。その中で受動喫煙対策を含めた大会準備についてはしっかり取り組んでまいります。

○松沢成文君 前向きな答弁ありがとうございます。

関係省庁と調整とありましたが、この関係省庁の中で一番難しいのが財務省なんです。財務省というのはたばこ事業法を抱えて、たばこ産業を全部抱えていますから、この人たちはたばこ規制が強まることをみんな反対なんですね。

財務大臣今日おられますから、たばこ事業法を抱えている財務大臣ではありますが、これは条約に決められたたばこ規制の方針です。ですから、反対ではないと思います。その上、大臣はスポーツ議連の会長だし、五輪推進何とか議員連盟の会長も務めているんですね。御自身もアスリートであったし、やっぱりスポーツと健康というのはよく理解されていると思います。

財務大臣、様々なたばこ事業法やたばこ産業を抱えている省庁ですが、当然、オリンピックに向けて受動喫煙防止法、作っていくことは賛成ですね。

○国務大臣（麻生太郎君） 受動喫煙の防止の話というのは、たしか去年もあなた聞いておられたと記憶するんですが、そのとき、どうしますかというような質問をされたので、たばこを嫌がる人とはなるべく付き合わないようにしていると申し上げた記憶しかないんですが。

いずれにしても、受動喫煙の防止が重要であるということは認識しておりますが、そのために法律で規制すべきかどうかということについてはこれはいろいろ御意見の分かれるところでありますので、これは、新幹線に乗っておられる方はたばこから千億円をいただいて、あれ全部新幹線は動いております。あなたが乗っておられる横浜までの新幹線も全部千億円の中から払われているといった分からは、これは全部たばこによっていろいろ、その利益からいろいろ配当しているというか、いろいろしているというのが実態ですから、そういったものを考えますとなかなかそう簡単な話ではないんだと。私どもこれを預かる立場としては、そういった点を考えた上で検討をさせていただかねばならぬと思っております。

○松沢成文君 いろんな個人的な意見は分かりますが、もう条約で法律を作っていかなきゃいけないとなっていて、日本はそこに参加しているんです。議論にも参加して、全会一致で方針を出してきたんです。それから、I O Cの事務総長が、東京も例外じゃないですよ、きっち

りやりなさいと言っているんです。それでやらないと言ったら、これは結構、国際的にはブーイングだと思いますね、私は。

さあ、そこで厚生労働省に聞きますが、今国会で労働安全衛生法の改正案が出てきている。この改正案の中身の重要な一つに、職場の受動喫煙がある。一昨年、民主党政権が出したときの改正案では、禁煙か完全分煙にすることを義務化せよとなっていたんです。ところが、一年たって、政権が変わりました。そうしたら、職場の受動喫煙は努力義務だといってトーンダウンして逃げているんですね。これ、前の法案も閣議決定までしているんですよ。これはF T T C、たばこ規制枠組条約の方針に全く逆行することなんです。条約違反なんです。

そうすると、ガイドラインは法的拘束力がないと言うかもしれませんが。でも、厚生労働省の役人も、ガイドラインを決める会議にも参加して、意見は言ったかもしれませんが、全会一致で可決して、これはもう加盟国だったらその方針でやらなきゃいけないんです。こんな法律案を今検討している、これから閣議決定で出すと。でも、私はこれは条約違反だと思いますし、是非とも閣議決定の前にWHOのマーガレット・チャン事務総長に、この法案は条約に対して方針よろしいですかと問合せをしてください。こっぴどく叱られると思いますよ。

そういうこともしないで、勝手にいろんな利害があるからって法案をトーンダウンさせて条約と全く逆行することをやっている。許されないことですね。答弁をいただきます。

○副大臣（佐藤茂樹君） まず、松沢委員が神奈川県知事時代に受動喫煙防止条例を日本で初めて制定されたその熱い思い、我々厚生労働省の目指すところも同じ方向がありますので、大変共鳴をしております。

その上に立って、今御質問のありました労働安全衛生法改正法案の受動喫煙防止対策についての部分でございますが、これは一昨年に、今御指摘ありましたように、衆議院の解散に伴いまして廃案になった後に、もう一度、再度この労働政策審議会において議論がなされたわけでございます。

労働政策審議会というのは、御承知のとおり、労使の代表が議論をしている場でございます。この議論の中で、受動喫煙防止対策を義務化するよりも、努力義務とした上で、助成金等による援助により対策が遅れている事業者等を支援していく方が適当というような意見があったと。要は、小規模事業者が、喫煙室を分離して置くというようなことについて、なかなかそこまで経営的にも手が回らないと。そうい

うところに対して助成金等をしっかりと出して援助していった方が進むんじゃないのかと、そういう意見もありまして、このような意見等を踏まえ、努力義務とする方向で今検討を進めているところでございます。

なお、先ほどのたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約、これについては、日本は既に平成十五年五月施行の健康増進法により担保されているものと、そのように私どもは認識しておりまして、今回の労働安全衛生法改正案が条約違反とのそういう認識は、現在のところいたしておりません。

○松沢成文君 各国、細かい、なかなか難しい事情というのはどの国にもあるんです。でも、どこの国もそれを乗り越えて、条約で目指した方針で頑張って法律作っているんですよ。日本だけが何でこうやってサボタージュするんでしょうか。

最後に総理、もう最後の質問ですけれども、このたばこ規制枠組条約、この受動喫煙防止法を作れないということだけじゃなくて、ほかの項目も日本はほとんど守れていません。例えば、自動販売機は条約では廃止していくということになっている。今、先進国でたばこの自動販売機が残っているのは日本とドイツだけ。タスポ方式でどうにか残させてくれと。これ販売側からのプレッシャーですね。あるいはたばこのパッケージの件も、あるいはたばこ会社と政府の人事交流も、全部禁止されているんです。今JTからたくさん天上がりがあります。こういうことで、この条約については全く守られていない。

憲法では、九十八条で条約遵守義務があるんですね。それで、我々公務員は九十九条で憲法を守らなきゃいけないんです。こんなことをやっていたら我々が憲法違反の状況なんですよ。

総理大臣、最後ですから、是非ともこの受動喫煙防止条例、条約にのっとなって、I O Cの方針に従ってしっかりとやっていくと、決める政治で総理のリーダーシップをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 御指摘の条約は、締約国が受動喫煙防止のための様々な対策を積極的に推進をしていくことを定めたものであります。

我が国では、健康増進法において、先ほど佐藤副大臣から答弁をいたしました。多数の人が利用する施設の管理者に受動喫煙を防止するための対策を講ずるよう求めているわけでありまして、また、政府として、昨年度から開始した第二次健康日本 21 において受動喫煙の減

少を数値目標として掲げるなど、様々な対策を講じているのは事実でありまして、したがって、御指摘の受動喫煙防止法が制定されていないことが直ちに国際法違反や憲法違反になるものではないと理解をしております。

しかし、いずれにいたしましても、今後とも受動喫煙防止のための様々な対策をしっかりと政府として進めてまいる考えでございます。

○委員長（山崎力君） よろしいですね。

○松沢成文君 はい。終わります。